

仕 様 書

1 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
四日市市大字日永5450-132	三重県立総合医療センター 内視鏡センター1階患者待 合室	1.0㎡ (奥行は壁から最大 80cmまで)	1台

※ 貸付面積には、2(7)イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター固定資産管理規程第22条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「本院」という。）が設置事業者に対し、固定資産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和2年12月1日から令和5年3月31日までとします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は全て設置事業者の負担とします。（※分電盤からの配線、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担となります。）

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、本院が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、夜間はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機が望ましい。

イ お金の投入口やつり銭・商品の取出口、商品選択ボタンの配置を考慮するなど、だれにでも無理なく自動販売機が使えるように操作性・操作方法が工夫されているユニバーサルデザインタイプが望ましい。

ウ 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本院の指示に従うこと。
- エ 販売品目は、ペットボトル容器（500cc）の水・緑茶・紅茶（無糖・ストレート）で密閉式の容器とすること。
- オ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに提出すること。（次回入札時に公表することとします。）

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置することとし、地震等に対する転倒防止措置を講じること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本院に請求することができません。

3 問い合わせ先

三重県立総合医療センター事務局施設課

四日市市大字日永5450-132（郵便番号510-8561）

電話 059-345-2321（内線2604）

FAX 059-347-3500

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区 分	内 容
1 名称	三重県立総合医療センター
2 所在地	四日市市大字日永 5 4 5 0 - 1 3 2
3 設置場所	内視鏡センター1階 患者待合室
4 利用見込	最大利用見込 大腸内視鏡検査数 1,500 件/年×2 本=3,000 本/年 受検時に 500cc の水等を 2 本飲んでいただくのですが、持参される方もみえますので、購入を保証するものではありません。
5 基準価格	水 100 円程度、緑茶 120 円程度、 紅茶（無糖・ストレート）130 円程度

自動販売機の設置に係る固定資産賃貸借契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意して下さい。

記

1 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
四日市市大字日永5450-132	三重県立総合医療センター 内視鏡センター1階患者待 合室	1.0㎡	1台

2 契約（貸付）期間

令和2年12月1日から令和5年3月31日まで